

堺市・美原町合併協議会の調整内容
専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	児童福祉関係（保育所関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>1．保育所運営（保育所の概要）</p> <p>施設；市立 32 箇所 民間 58 箇所</p> <p>定員；市立 3,471 人 民間 6,340 人</p> <p>基本保育時間；市立、民間 7 時 30 分～18 時 30 分</p> <p>保育年齢；市立 0 歳児～5 歳児 18 箇所 2 歳児～5 歳児 7 箇所 3 歳児～5 歳児 7 箇所 民間 0 歳児～3 歳児 3 箇所 0 歳児～5 歳児 54 箇所 1 歳児～5 歳児 1 箇所</p> <p>2．保育所入所定員の弾力化</p> <p>待機児童の解消施策として、入所円滑化対策を活用した定員の弾力運用を実施し、入所枠の拡大を図る。</p> <p>3．緊急一時保育</p> <p>疾病、入院、介護等により、保育者が不在になったとき、定員を超えて保育の実施を行う。</p> <p>4．産休明け保育</p> <p>保護者の就労支援と乳児の健全育成に寄与するため、市立 18 箇所と民間 36 箇所の保育所で実施する。</p> <p>5．障害児保育</p> <p>障害児の福祉の増進を図ることを目的として、市立、民間の全ての保育所で実施する。</p>	<p>1．保育所運営（保育所の概要）</p> <p>施設；町立 3 箇所 民間 なし</p> <p>定員；420 人</p> <p>基本保育時間；7 時 30 分～18 時 30 分</p> <p>保育年齢；0 歳児～5 歳児 3 箇所</p> <p>2．保育所入所定員の弾力化</p> <p>待機児童の解消施策として、入所円滑化対策を活用した定員の弾力運用を実施し、入所枠の拡大を図る。</p> <p>3．産休明け保育</p> <p>保護者の就労支援と乳児の健全育成に寄与するため、にし保育所で実施する。</p> <p>4．障害児保育</p> <p>障害児の福祉の増進を図ることを目的として、全ての保育所で実施する。</p>	<p>基本保育時間と保育年齢については、堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	児童福祉関係（保育所関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調整の具体的内容	
堺 市	美 原 町		
<p>6．育児相談 市立、民間の全ての保育所で、保育所の持つ育児機能の専門性を活用し、家庭での育児に不安を持ち、悩んでいる保護者等の相談に応じる。</p> <p>7．保育所地域活動事業 地域の子育て家庭を対象として、市立、民間の全ての保育所で世代間交流、異年齢児交流、育児講座等を実施する。</p> <p>8．延長保育事業 保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育の需要に対応するため、実施する。 （市立） 利用時間 18時30分～19時00分 26か所 18時30分～20時00分 6か所 利用料 ・18:30～19:00 生活保護世帯・市民税非課税世帯 日額 200円 月額 2,000円 その他の世帯 日額 500円 月額 5,000円 ・18:30～20:00 生活保護世帯・市民税非課税世帯 日額 300円 月額 3,000円 その他の世帯 日額 1,200円 月額 12,000円 （民間） 保育所の自主事業として、任意の時間及び料金で56か所(平成14年度実績)の保育所で実施。</p>	<p>5．保育所地域活動事業 地域の子育て家庭を対象として、全ての保育所で世代間交流、異年齢児交流、育児講座等を実施する。</p> <p>6．延長保育事業 保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育の需要に対応するため、実施する。 利用時間（全保育所共通） 7時00分～7時30分 18時30分～19時00分 利用料 ・18:30～19:00 生活保護世帯・市民税非課税世帯 免除 その他の世帯 日額 100円</p>	<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>利用料については、合併後、5年をめどに堺市の例に合わせる。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	児童福祉関係(保育所関係)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>9. 一時保育事業 保護者の断続的な就労や疾病・入院、慶弔、育児疲れ解消等の理由により一時的な保育を必要とする児童を保育する。 (民間) 保育所の自主事業として、任意の料金で45か所(平成14年度実績)で実施。 (市立) 実施していない。(民間保育所45か所で実施していることから、一定の一時保育の地域ニーズに対応できているものであるため。)</p> <p>10. 公立保育所保護者負担 消耗品等の受益者負担 0、1歳児のおしぼりタオル、歯ブラシ、コップ、3歳以上児の布団、シーツ、手拭タオル等 給食における3歳以上児の主食代の保護者負担 800円/月</p>	<p>7. 一時保育事業 保護者の断続的な就労や疾病・入院、慶弔、育児疲れ解消等の理由により一時的な保育を必要とする児童を保育する。 実施保育所 1か所 利用料 (3歳未満児) ・生活保護世帯 飲食費 400円 ・町民税非課税世帯 日額 1,100円(半日は500円) 飲食費 400円 ・その他の世帯 日額 2,300円(半日は1,100円) 飲食費 400円 (3歳以上児) ・生活保護世帯 飲食費 400円 ・町民税非課税世帯 日額 700円(半日は300円) 飲食費 400円 ・その他の世帯 日額 1,500円(半日は700円) 飲食費 400円</p> <p>8. 公立保育所保護者負担 消耗品等の受益者負担 カラー帽子、連絡帳(2歳以上児)、ファイル(0、1歳児)、布団、シーツ、タオル類、歯ブラシ、コップ(3歳以上児)、ティッシュ、汚物入れビニール袋 給食における主食代は公費負担</p>	<p>堺市の例に合わせる。(美原町には民間保育所が無い場合、公立保育所で実施。)</p> <p>堺市の例に合わせる。ただし、給食における主食代については、合併後、5年をめどに堺市の例に合わせる。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱	関係項目	児童福祉関係（保育所関係）				
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。						
現 況							
堺 市		美 原 町					
保育所保育料		保育所保育料					
階層	徴収基準額			階層	徴収基準額		
	3歳未満	3歳	4歳以上		3歳未満	3歳	4歳以上
A00(生活保護法による被保護世帯)	0	0	0	A00(生活保護法による被保護世帯)	0	0	0
B01(市町村民税非課税世帯-母子世帯等)	0	0	0	B01(市町村民税非課税世帯)	0	0	0
B02(市町村民税非課税世帯-一般世帯)	5,000	3,000	3,000	B02(市町村民税非課税世帯)			
C01(市町村民税課税世帯-均等割り額のみ世帯)	10,000	8,000	8,000	C01(市町村民税課税世帯-均等割り額のみ世帯)	8,600	5,800	5,800
C02(市町村民税課税世帯-所得割り額のみ世帯)	12,000	10,000	10,000	C02(市町村民税課税世帯-所得割り額のみ世帯)	11,200	8,400	8,400
D01(所得税30,000円未満)	17,000	15,000	15,000	D01(所得税15,000円未満)	13,500	10,700	10,700
D02(所得税30,000円以上 80,000円未満)	25,000	23,000	23,000	D02(所得税30,000円未満)	18,800	16,100	16,100
D03(所得税80,000円以上 120,000円未満)	30,000	27,000	25,000	D03(所得税64,000円未満)	22,400	21,200	21,200
D04(所得税120,000円以上 200,000円未満)	40,000	30,000	28,000	D04(所得税90,000円未満)	29,300	27,800	23,600
D05(所得税200,000円以上 400,000円未満)	45,000	30,000	28,000	D05(所得税120,000円未満)	34,700	29,300	24,700
D06(所得税400,000円以上 510,000円未満)	54,000	30,000	28,000	D06(所得税160,000円未満)	42,300	29,300	24,700
D07(所得税510,000円以上)	56,000	30,000	28,000	D07(所得税210,000円未満)	47,400	29,300	26,600
				D08(所得税240,000円未満)	55,100	31,600	26,600
				D09(所得税240,000円以上)	57,100	31,600	26,600

調整の具体的内容
 当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	児童福祉（障害児療育）関係
調整の内容	堺市の制度に統一して実施する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：心身障害児通園施設運営 内容：障害児に対し、施設機能を活用し、豊かな発達と自立を目的として、保育・療育訓練を行なうと共に、療育相談、地域生活支援を実施する。</p> <p>1) 南こどもリハビリテーションセンター管理運営 社会福祉法人堺市社会福祉事業団に、第1つばみ園、第2つばみ園、つばみ診療所の運営と、施設の管理を委託。</p> <p>2) 障害児（者）地域療育等支援事業（障害児分） 障害児通園施設が障害児とその家族の地域生活拠点として療育相談、地域生活支援を実施。</p> <p>3) 知的障害児通園施設運営 第2もず園：40人 第2つばみ園：40人 えのきはいむ：60名</p> <p>4) 肢体不自由児通園施設運営 第1もず園：30名 第1つばみ園：40名</p>	<p>名称：心身障害児通園施設助成 内容：社会福祉法人聖徳園が運営する聖徳知的障害児通園施設、聖徳肢体不自由児通園施設の運営強化と円滑な事業運営を図る目的に南河内三市三町一村心身障害児通園施設運営協議会を設置している。</p> <p><協議会の参加市> 富田林市、河内長野市、大阪狭山市、美原町、河南町、太子町、千早赤阪村</p> <p>運営補助...一般運営補助：均等割（20%）、人口割（30%）、措置児割（30%）、措置児枠割（20%） 事務経費負担額...均等割 1,000円</p>	<p>合併後は、美原町の心身障害児通園施設への通園希望児について、堺市内の通園施設で受入れ、美原町からの聖徳園への新たな措置の依頼は行わない。</p> <p>合併時において、聖徳園に措置されている児童については、就学等による退園までの間、継続して措置を依頼する。</p> <p>聖徳園の運営助成及び南河内三市三町一村心身障害児通園施設協議会からの脱退については、新市において調整する。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	児童福祉（障害児療育）関係
調整の内容	堺市の制度に統一して実施する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：在宅児への療育支援 内容：就学前在宅障害児等への療育支援体制</p> <p>1) 療育支援及び発達相談 心理相談員が保健センターの1歳6か月児健康診査、2歳児相談、3歳児健康診査で発達相談等や、在宅乳幼児療育指導教室や児童居宅生活支援事業めだか親子教室での心理相談等を実施している。 また、療育支援ケースワーカーが療育相談や、進路指導、療育に関する情報の提供を実施している。</p> <p>2) 児童居宅生活支援事業めだか親子教室 就学前の発達につまずきのある児童を対象に、南北こどもリハビリテーションセンターで、毎年4月から翌年の3月までの期間に実施。 2歳児以下クラス（4クラス、定員66人）は週1回 3歳児以上クラス（2クラス、定員17人）は週2回</p> <p>3) 肢体不自由児通所教室（のびっこ教室、はいはい教室） 医療機関で運動機能の発達が遅れていると診断され、療育専門施設への通園まで至らないが、何らかの療育の場が必要な乳幼児等を対象に南北こどもリハビリテーションセンターで、概ね毎週水曜日に実施。</p>		<p>堺市の例に合わせる。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係（在宅福祉関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：高齢者生活援助員（サポーター）派遣事業 内容：介護保険給付対象外となるおおむね65才以上の高齢者でひとり暮らしの者等が対象。利用者には週1回、1時間30分程度、家事援助等のため生活援助員を委託施設より派遣。 (1) 家事に関すること (2) 指導、相談及び助言に関すること 費用負担：330円/回（階層により区分あり）</p> <p>名称：高齢者ふれあいデイサービス事業 内容：介護保険給付対象外となるおおむね65歳以上の自宅にこもりがちな高齢者等が対象。 (1) 生活指導 (2) 健康状態の確認 (3) 送迎 (4) 機能訓練 (5) 入浴サービス (6) 給食サービス 利用者負担800円/日（入浴・食事込み）</p> <p>名称：高齢者生活管理指導短期入所事業 内容：介護保険給付の対象外となるおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で虚弱な方等が対象。本人負担額1,730円/日（送迎、食事代込み）（ただし世帯が生活保護世帯であって利用の理由が社会的理由の場合は負担無し。）</p>	<p>名称：ホームヘルプサービス事業 内容：介護保険給付対象外となるおおむね65才以上の高齢者でひとり暮らしの者等が対象。利用者の必要に応じて、週1回、1時間程度、家事援助のためのヘルパーを委託施設より派遣する。 (1) 家事に関すること (2) 相談及び助言に関すること 費用負担：80円/回</p> <p>名称：老人デイサービス事業、虚弱老人入浴サービス事業 内容：介護保険給付対象外となるおおむね65歳以上の自宅にこもりがちな高齢者等が対象。 (1) 生活指導 (2) 養護 (3) 健康チェック (4) 送迎 (5) 日常動作訓練 (6) 家族介護者教室 (7) 入浴サービス (8) 給食サービス 利用者負担 入浴あり 535円/日 入浴なし 493円/日 食事代 360円/回</p> <p>名称：虚弱老人短期入所事業 内容：介護保険給付の対象外となるおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で虚弱な方等が対象。本人負担額送迎無 817/日 送迎付 1,193円/日 食事代 780円/日（ただし、生活保護世帯については、食事代を除き負担なし。）</p>	<p>堺市の例に合わせる。委託先、運営方法等の相違については1年を目途に調整する。</p> <p>堺市の例に合わせる。委託料、運営方法等の相違については1年を目途に調整する。</p> <p>堺市の例に合わせる。利用回数の制限等の相違については1年を目途に調整をする。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係（在宅福祉関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>名称：在宅介護支援センター事業 内容：介護の必要な者及びその家族等が対象 『地域型在宅介護支援センター』 概ね中学校区に1か所 市内31か所 在宅介護等の総合相談 地域要援護高齢者の実態把握 地域要援護高齢者等の保健福祉サービスの利用調整及び支援 支援センター地域懇談会開催、インフォーマルサ・ビス育成支援 福祉用具展示、紹介及び住宅改修に関する相談、助言 『基幹型在宅介護支援センター』 各支所保健福祉総合センター 市内6か所 地域ケア会議（地域福祉推進会議） 地域型支援センターの統括、支援 保健・福祉サービスの総合調整 介護サービス機関の調整、支援、指導、情報提供</p> <p>名称：介護予防・家族介護支援事業 内容：在宅高齢者の介護にあたっている家族等が対象。 家族介護教室の事業内容は、寝たきりや痴呆の予防に関することや、高齢者の介護の方法や介護者の健康づくりについての講話等。参加料無料。</p> <p>名称：成年後見制度市長申立（痴呆） 内容：身寄りがなく、意思の能力にハンディキャップがある痴呆性高齢者等が対象。対象者が重要な法律行為をなす必要が生じた際に、本人に成り代わって市長が成年後見制度にかかる審判の申し立てを行う。</p>		<p>名称：在宅介護支援センター運営事業 内容：介護の必要な者及びその家族等が対象 『地域型在宅介護支援センター』 町内2か所 要援護高齢者等の心身の状況、その家族等の状況等の実態把握、介護ニーズ等の評価 要援護高齢者等の基礎的事項、支援・サービス計画の内容及び実施状況、サービス利用意向及び課題等の台帳整備 保健福祉・介護保険サービスの利用方法等の情報提供及び啓発等 電話、面接相談等 要援護高齢者家族等や在宅介護相談協力員への在宅介護の方法についての指導、助言 保健福祉サービスの利用申請受付、代行等 在宅介護相談協力員に対する研修会及び支援センターと居宅支援事業所の介護支援専門員、相談協力員との情報交換及び相談協力員相互の情報交換等</p> <p>名称：美原町家族介護教室開催事業 内容：在宅高齢者の介護にあたっている家族等が対象。 家庭介護法介助員養成講座全7回。 参加料：1000円/人</p> <p>名称：成年後見制度事務 内容：身寄りのない痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者で判断の能力の不十分な人が対象。対象者が重要な法律行為をなす必要が生じた際に、本人に成り代わって町長が成年後見制度にかかる審判の申し立てを行う。</p>	
		堺市の例に合わせる。加算対象事業等の相違については1年を目途に調整する。	
		堺市の例に合わせる。	
		堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係（在宅福祉関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現		況	
堺市		美原町	
<p>名称：高齢者福祉電話機器助成事業 内容：65歳以上のひとり暮らしを対象に、福祉電話機器（めいりょう、フラッシュベル、シルバーベル）の使用料（1ヶ月@210円以内）及び工事料（4,830円以内）を助成。</p> <p>名称：高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業 内容：生活援助員事務室、団らん室の設置、生活援助員の派遣、日常の安否確認や生活相談、非常時の対応等を実施。前年度所得税額から利用者世帯の階層区分により一部負担金を徴収。</p> <p>名称：緊急通報システム実施事業・対応業務 内容：65歳以上のひとり暮らし高齢者等が対象。緊急時に本体の緊急ボタンもしくはペンダントのボタンを押すことにより消防署へ通報、ハンズフリーにより応待できる。又相談ボタンにより委託先相談センターにつながり、相談や緊急時の対応の協力などを依頼できる。また、保守信号（停電、電池切れ）等の管理も対応。</p> <p>名称：車いすバンク事業 内容：65才以上の者でかつ疾病等により歩行が困難な者に対して、車いすの貸出を行う。貸与期間3ヶ月。無料。</p>		<p>名称：高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業 内容：生活援助員執務室、団らん室の設置、生活援助員の派遣、生活指導・相談、安否の確認等を実施。前年度所得税額から利用者世帯の階層区分により一部を負担金を徴収。</p> <p>名称：緊急通報システム事業・対応業務 内容：65歳以上のひとり暮らし高齢者等が対象。自宅内で急病や事故のために緊急に援助を必要とする場合に、電話回線による家庭用連絡機器（緊急通報装置）を用いて美原町消防本部に通報することにより、あらかじめ組織された地域の協力体制で速やかな救援を行うシステムである。また、保守信号（停電、電池切れ）等の管理も対応。</p>	
		調整の具体的内容	
		堺市の例に合わせる。	
		堺市の例に合わせる。階層区分等の相違については1年を目途に調整する。	
		堺市の例に合わせる。協力体制等の相違については1年を目途に調整する。	
		堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係（在宅福祉関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市	美 原 町		
<p>名称：高齢者日常生活用具給付等事業 内容：ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が対象。 (1) 給付品目 電磁調理器 火災警報器 自動消火器 ガスもれ警報器 戸外ブザー ガスもれ警報遮断装置 高 齢者用電話 (2) 貸与品目（福祉電話機器）</p> <p>名称：老人ホーム入所措置関係事業 内容：高齢者に対して、その心身の健康の保持及び生活 の安定のため養護老人ホームに入所させる。</p> <p>名称：老人福祉施設入所者給付金事業 内容：養護老人ホーム入所者で公的年金を受給していな い者で要件を満たす場合、月額2,000円を給付。</p>	<p>名称：老人日常生活用具給付等事業 内容：ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が対象。 (1) 給付品目 火災警報機 自動消火器 緊急通報装 置 電磁調理器 (2) 貸与品目 老人福祉電話 (3) 老人福祉電話基本料金補助 老人福祉電話の貸与を受けている者 基本料金の2分の1を補助する。（1,750円/月）</p> <p>名称：老人施設入所措置 内容：高齢者に対して、その心身の健康の保持及び生活 の安定のため養護老人ホームに入所させる。</p>		<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係（在宅福祉関係）
調整の内容	新市において再編する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：高齢者おむつ給付金事業 内容：在宅又は病院等でおむつを使用している者で市民税非課税世帯（生活保護世帯を除く）に属し、65歳以上の要介護度3～5に相当するねたきり高齢者や、痴呆性高齢者（介護保険施設に入所した場合は対象外）等を対象におむつ給付金を給付。 月額 10,500円以内</p> <p>名称：ひとり暮らしねたきり高齢者寝具乾燥事業 内容：日常生活を営むのに支障のあるおおむね65歳以上のひとり暮らしや寝たきり高齢者等が対象。 年4回（1回に上下布団1組を実施）</p>		<p>名称：介護用品給付事業 内容：要介護度が3、4又は5の認定を受けた要介護者で常時おむつ等を使用しているものを居宅において常時介護している家族等に給付。 要介護3の認定を受けた高齢者等を介護している家庭 給付限度額：1ヶ月あたり5,000円（消費税含む） 要介護4、5の認定を受けた高齢者等を介護している家庭 給付限度額：1ヶ月あたり6,250円（消費税含む）</p> <p>名称：寝具洗濯乾燥サービス事業 内容：日常生活を営むのに支障のあるおおむね65歳以上のひとり暮らしや寝たきり高齢者等が対象。 丸洗い 年2回、乾燥消毒 年4回 （掛布団、敷布団及び毛布の各1枚を1組とし、限度）</p>	<p>新市において速やかに再編する。</p> <p>新市において速やかに再編する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係（在宅福祉関係）
調整の内容	当面は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
	<p>名称：給食サービス事業 内容：自分で食事の調理ができない者又は困難な者等が対象。利用者負担額 1食あたり200円</p> <p>名称：徘徊高齢者家族支援サービス事業 内容：徘徊等の行為がある者の配偶者等に対し、位置検索専用端末機を貸与し、早期発見と事故防止（安全確保）を図る。利用料金1,980円（ただし、検索料、付加サービス料等は利用者の負担とし、直接払い。）</p> <p>名称：街かどデイハウス支援事業 内容：概ね65歳以上の在宅で自立した日常生活を確保するために支援が必要な高齢者等の自立支援のため、養護 健康チェック 給食 その他、利用者の日常生活の向上に資する事業を実施</p> <p>名称：移送サービス事業 内容：概ね60歳以上の高齢者等で車椅子やストレッチャーを使用しなければ外出が困難な者に対し、病院、入退院時の移送 官公署、福祉施設、体育館等の文化施設への移送 その他、福祉事務所長が特に必要と認めた場合に移送する。町内：500円/回 町外：1,000円/回</p> <p>名称：シルバー特別対策事業 内容：美原総合福祉会館及びみはら健康推進センターの樹木の管理、剪定及び防虫作業</p>	<p>当面は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>5年間は美原町制度を存続する。それ以降については新市において調整する。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係（在宅福祉関係）
調整の内容	当面はそれぞれ現制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>名称：高齢者住宅改修費支給事業 内容：介護保険対象外の高齢者（自立者）に対する助成は、介護保険給付事業と同様の工事内容であって工事費用を上限20万円まで助成。 介護保険対象の高齢者に対する助成は、介護保険給対象工事とならない、エレベーター等の工事費用を上限30万円まで助成。 (1) 生活保護世帯 助成対象経費の3/3 (2) 世帯員全員の市民税非課税世帯 助成対象経費の2/3 (3) 対象者のみの市民税非課税世帯 助成対象経費の1/2 (4) その他の世帯 助成対象経費の1/3</p>		<p>名称：高齢者住宅改造費助成事業 内容：要介護認定を受けた被保険者がいる世帯で、その世帯の主たる生計者の前年の所得税の税額が、140,000円以下で、心身の状況により住宅の改造が必要であると認められるもの。 (1) 補助の対象住宅：自家又は借家 (2) 補助の対象経費：便所・浴室・玄関・廊下・階段・玄関・居室等の改造に要する費用 (3) 補助金の額：下記に掲げる補助基本限度額と実際に改造に要した額とのいずれか少ない額に補助率を乗じて得た額。ただし、1,000円以下未満は切り捨てる。 生活保護世帯：100万円(3/3) 非課税世帯：80万(3/3) 所得税額80,000円以下の世帯：80万円(2/3) 所得税額80,001円以上140,000円以下の世帯：80万円(1/2)</p> <p>名称：訪問理美容サービス事業 内容：ねたきりの状態で家族等の介護を受けているおおむね65歳以上の者であって、その家族の介助だけでは理美容店の利用が困難であり、かつ、理美容時に家族等の介助が得られる者に対し、理美容サービスを実施する。 (1) 生活保護世帯：無料 (2) その他の世帯：1回につき1,000円</p>	
		<p>当面はそれぞれ現制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係
調整の内容	計画の見直し時に統合を図る。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
名称：堺市高齢者保健福祉計画の進捗管理 内容：平成 15 年に新たに策定した「堺市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」について、進捗管理を行う。		名称：美原町高齢者保健福祉計画の策定 内容：美原町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定。策定にあたっては、美原町介護保険事業等推進協議会において審議、検討を行う。	
			計画の改定時に統合を図る。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係（生きがいきり関係）	
調整の内容	堺市の例に合わせる。			
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町		
<p>名称：老人集会所維持管理並びに運営業務 内容：市立老人集会所の維持管理及び地元老人クラブ連合会等への管理運営業務委託を実施。管理運営業務は年80,000円を上限。</p> <p>名称：老人集会所の整備に関する事務 内容：地元の校区老人クラブ連合会又は校区自治連合会が老人集会所を建設する場合に補助。 単体施設 28,000,000円上限 併設施設 20,000,000円上限</p> <p>名称：老人集会所の運営に関する事務 内容：老人集会所を運営している校区老人クラブ連合会又は校区自治連合会に対し運営費（光熱水費等）を補助。</p> <p>名称：高齢者保健福祉ガイドブック発行業務 内容：介護保険制度、高齢者保健福祉施策の普及啓発を図るため、高齢者保健福祉ガイドブックを作成。無料配布</p> <p>名称：就労的生きがいきり活動実施支援事業 内容：高齢者グループが、生きがいきりと就労を結びつけた活動を実施する場合に活動場所の整備助成等支援する。1グループにつき1,000,000円限度に補助。</p> <p>名称：シルバー地域活動リーダー育成事業 内容：一般市民を対象に、ボランティア活動等の各種相談業務及び活動の実践講座等の開催。参加無料。</p>		<p>名称：介護保険事業案内 内容：介護保険施設一覧及び居宅介護支援事業者一覧表及び地図（町内及び近隣市町村）を作成</p>		<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係（生きがいづくり関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市	美 原 町		
<p>名称：敬老祝金支給事業 内容：満77歳に8,000円、88歳に15,000円を支給する。</p> <p>名称：最高齢者訪問事業 内容：9月の高齢者保健福祉月間において、市内の男女最高齢者を市長が訪問し、敬老祝金を支給する。</p> <p>名称：高齢者無料入浴事業 内容：市内在住の65歳以上の者を対象として、毎月15日の開店時から午後5時30分まで無料開放する</p> <p>名称：高齢者作品展 内容：各支所において、各支所区域の会員の作品(絵画、写真、工芸、書など)を約1週間にわたり展示する。</p> <p>名称：健康づくり普及推進事業 内容：毎年9月にグラウンド・ゴルフ大会、10月にゲートボール大会を開催。グラウンド・ゴルフ大会開催時には、会員以外の高齢者も対象としたグラウンド・ゴルフ講習会も同時開催。</p> <p>名称：高齢者友愛訪問活動事業 内容：寝たきりやひとり暮らしなどの高齢者を訪問激励する。 老人クラブ会員により訪問チームを結成し、対象者一人につき月1回以上訪問する。</p>	<p>名称：最高齢者訪問事業 内容：9月の敬老月間に、町長が祝品及び書状を直接贈呈し長寿を祝福する。</p> <p>名称：菊まつりと老人のつどい（敬老行事）開催 内容：菊まつりと老人のつどいで、老人教養講座生の作品展示を行っている。</p> <p>名称：健康づくりスポーツ大会 内容： ・ゲートボール大会 ・グラウンドゴルフ大会</p> <p>名称：愛の一声運動事業 内容：ボランティア援護員が飲料水を週1回持参し、町内独居老人の安否確認を行う。</p>		<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。活動協力者、事業の実施方法等の相違については5年を目途に調整する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係（生きがいきり関係）
調整の内容	当面はそれぞれ現制度を存続する。それ以降のあり方については新市において再編する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：在日外国人高齢者給付金事業 内容：公的年金を受給している者については、当該公的年金の受給額が高齢者給付金の支給額に満たない場合に、その差額を支給。1人につき月額10,000円</p> <p>名称：高齢者教養大学開催 内容：各種講座の開催 (1講座6回を毎年秋に2ヶ所で開催)</p> <p>名称：100歳訪問事業 内容：毎年9月30日現在、満100歳高齢者を市職員が訪問し激励する。その際、50,000円の敬老祝金を支給する。</p> <p>名称：金婚者の集い開催 内容：金婚者を迎えた夫妻を迎え、記念写真撮影を行う他、式典を開催し、長寿をお祝いする。また、当日の欠席者には別途祝品を送付する。</p> <p>名称：高齢者福祉大会 内容：老人クラブ連合会会員を対象として様々なアトラクションなどを行い、鑑賞する。また、堺市長から老人福祉活動協力者に対し、感謝状の贈呈式を行う。</p>		<p>名称：在日外国人高齢者特別給付金 内容：支給対象者となる在日外国人高齢者に対し、月額10,000円を支給。</p> <p>名称：生きがいと創造事業 内容：菊づくり作業、ゲートボール、民謡、手芸、カラオケ、社交ダンス、生け花、拓墨、手編み、書道、俳句、歌謡、舞踏等の教室</p> <p>名称：90歳、100歳訪問事業 内容：9月15日現在、町に1年以上居住し、満90歳を迎えた者及び満100歳を迎えた者に、町長が祝品及び書状を直接贈呈し長寿を祝福する。</p> <p>名称：金婚式開催 内容：美原総合福祉会館において、対象者を招待して祝品及び書状を贈呈するとともに小宴を開催し、アトラクションも実施するなどして、結婚50周年を祝福。</p> <p>名称：菊まつりと老人のつどい（敬老行事）開催 内容：毎年11月上旬の3日間、校区ごとに分けて美原総合福祉会館において、9月15日現在満65歳以上の高齢者を対象に菊の表彰と老人教養講座生による発表やアトラクションを実施。 ・昼食の提供 ・各地区への送迎</p>	
<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>5年間はそれぞれ現制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面はそれぞれ現制度を存続する。それ以降のあり方については新市において再編する。</p> <p>当面はそれぞれ現制度を存続する。それ以降のあり方については新市において再編する。</p> <p>5年間はそれぞれ現制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p>			

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係（生きがいづくり関係）
調整の内容	当面はそれぞれ現制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：堺市老人クラブ連合会補助金、単位老人クラブ活動補助金 内容：老人クラブ連合会及び単位老人クラブに対し、高齢者の健康、教養の向上等に資するため、補助金を交付する。</p>		<p>名称：美原町老人クラブ連合会補助金 内容：老人クラブ連合会に対し、高齢者の健康、教養の向上等に資するため、補助金を交付する。</p>	
			当面はそれぞれ現制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	生活保護法に基づく保護の実施
調整の内容	堺市の例に合わせる		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
名称：生活保護法に基づく保護の実施 内容 保護の範囲：厚生労働大臣が定められた基準を、被保護者の金銭または、物品で満たすことのできない不足分を援助する。 保護の種類：生活扶助…衣食その他日常生活、移送に必要なもの 住宅扶助…住居、補修その他住宅の維持に必要なもの 教育扶助…義務教育に伴って必要な教材、通学用品、学校給食用 医療扶助…病気治療に伴う必要な費用 介護扶助…要介護者、要支援者に対する必要な費用 出産扶助…出産のために必要な費用 生業扶助…生業に必要な資金、器材又は技能習得に必要な費用 葬祭扶助…葬祭を行うのに必要な費用	名称：生活保護法に基づく保護の実施 内容 保護の範囲：厚生労働大臣が定められた基準を、被保護者の金銭または、物品で満たすことのできない不足分を援助する。 保護の種類：生活扶助…衣食その他日常生活、移送に必要なもの 住宅扶助…住居、補修その他住宅の維持に必要なもの 教育扶助…義務教育に伴って必要な教材、通学用品、学校給食用 医療扶助…病気治療に伴う必要な費用 介護扶助…要介護者、要支援者に対する必要な費用 出産扶助…出産のために必要な費用 生業扶助…生業に必要な資金、器材又は技能習得に必要な費用 葬祭扶助…葬祭を行うのに必要な費用	保護の基準区分である級地の相違(堺市…1 級地 - 1、美原町…2 級地 - 1)については、昭和 41 年 5 月 18 日社保第 160 号厚生省社会局長通知に基づき、新市においては 1 級地 - 1 となる。 その他は堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	行旅死亡人取扱事務事業
調整の内容	堺市の例に合わせる		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
名称：行旅死亡人取扱事務事業 内容：行旅死亡人の火葬・行旅死亡人の同伴者の救護・ 行旅死亡人の住所、氏名が不明な場合の官報、新聞へ の公告・行旅死亡人の関係者への通知・行旅死亡人の 遺留物件の処分	名称：行旅死亡人取扱事務事業 内容：行旅死亡人の火葬・行旅死亡人の同伴者の救護・ 行旅死亡人の住所、氏名が不明な場合の官報、新聞へ の公告・行旅死亡人の関係者への通知・行旅死亡人の 遺留物件の処分	堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	法定外援護一時金
調整の内容	堺市の例に合わせる		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>名称：夏期・歳末一時金支給事業 内容：堺市法定外援護一時金支給要綱に基づき、年2回（8月・12月）支給する。</p> <p>名称：新規学卒者就職支度費支給事業 内容：本市において生活保護法を受けている者で、新規に中学校又は高等学校を卒業し就職するものうち、卒業後も当該世帯に残って家計を助けるもの又は当該世帯外であっても、仕送り等により当該世帯の家計を助ける者に20,000円を支給</p>		<p>名称：夏期・歳末一時金支給事業 内容：美原町被保護者夏期歳末一時金支給要綱の規定に基づき、年2回（7月・12月）支給する。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	女性相談事業
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
名称：女性相談事業 内容： ・女性相談 支所に非常勤の女性相談員を配置し、夫の暴力、生活上の相談を、自己決定権を尊重し、関係機関と連携してサポートしている。 各支所 1 名配置 計 6 名 月・火・水・金 9:00～16:00 ・堺市 DV 被害者自立支援金支給事務 配偶者の暴力等が急迫しており、配偶者暴力支援センター等における保護が必要な者に対し、一人につき 5,000 円の範囲内で、交通費、飲食費及び宿泊料を支給。 ・D.V.専門法律相談事業 各保健福祉総合センターで行っている DV 相談において、離婚・親権・財産分与および保護命令など法律の専門的な知識を要する場合など、DV 被害者の相談機能の充実を図るため、弁護士による DV 専門法律相談を行う。 毎月 2 回（堺・北保健福祉総合センター） その他、緊急性のある場合はその都度臨時で行う。		名称：女性相談事業 内容： ・女性相談 夫の暴力など DV 関係の相談について富田林子ども家庭センターと連携してサポートする。	堺市の例に合わせる。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	堺市戦没者・戦災物故者追悼式の挙行
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：堺市戦没者・戦災物故者追悼式の挙行 内容：堺市遺族会・堺市戦災物故者遺族会と協力して追悼式を挙行する。 堺市民会館大ホール 参加人数約 1200 名</p> <p>第一部 式典（国歌斉唱、黙とう、追悼の辞、献花） 主な出席者 堺市遺族会会長及び評議員、堺市戦災死没者遺族会会長及び役員、大阪府知事、大阪府遺族連合会会長、堺市議会議長、堺市自治連合協議会会長、堺市社会福祉協議会会長、堺市傷痍軍人会会長</p> <p>市側出席者 市長、助役、収入役、水道事業管理者、教育長、健康福祉局長</p> <p>第二部 演芸</p>			堺市の例に合わせる。

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	堺市小口更生資金貸付
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
名称：堺市小口更生資金貸付 内容：1世帯あたり25万円を限度とする。 ・貸付利子 3%以内(2.3%で運用) ・貸付期間：27ヶ月以内(据置期間も含む、25万円の場合) ・据置期間：2ヶ月 ・償還方法：元利均等月賦償還 ・保証人必要 ・小口更生資金貸付審査委員会の開催(毎月2回開催予定)		名称：美原町緊急援護資金貸付事業 内容：1世帯5万円を限度とする。 ・貸付利子：無利子 ・貸付期間：22ヶ月以内(据置期間も含む) ・据置期間：2ヶ月 ・償還方法：均等月賦償還 ・保証人必要	堺市制度に合わせる。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	社会福祉協議会関係事業(その1)
調整の内容	社会福祉協議会の合併に合わせて、調整に努めるものとする。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>社会福祉協議会人件費助成 社会福祉協議会事務局職員(福祉会館管理運営関係職員を除く)に係る人件費助成 派遣職員・・・3人 正職員・・・20人 非常勤職員・・・5人 短期臨時職員・・・1人</p> <p>社会福祉協議会活動助成(ボランティア関係事業) ボランティアビューロー運営(市内2カ所)ボランティア情報センターの運営、各種ボランティア講座の企画・開催に係る経費を助成</p> <p>社会福祉協議会活動助成(小地域ネットワーク活動推進事業) 地域の高齢者、障害者(児)及び子育て中の親子等支援を要する人々が安心して生活できるように、地域住民による支え合い、助け合い活動の推進体制を整備する事業に係る経費を助成</p> <p>社会福祉協議会活動助成(地域福祉権利擁護事業) 知的障害、痴呆性高齢、精神障害等により判断能力が不十分な者が自立した地域生活を送ることかできるように福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を行う事業に係る経費の一部を助成</p> <p>社会福祉協議会活動助成(障害福祉関係事業) ・通所訓練及び・訪問を中心とした生活リハビリテーションに係る経費を助成 ・障害者(児)福祉センターの運営経費を助成 <IT講習、陶芸教室等各種教室></p>	<p>社会福祉協議会人件費助成 社会福祉協議会事務局職員に係る人件費助成 派遣職員・・・3人 正職員・・・2人</p> <p>社会福祉協議会活動助成(ボランティア関係事業) ボランティアセンターの運営、地区福祉委員会に対する支援に係る経費を助成</p> <p>社会福祉協議会活動助成(小地域ネットワーク活動推進事業) 地域の高齢者、障害者(児)及び子育て中の親子等支援を要する人々が安心して生活できるように、地域住民による支え合い、助け合い活動の推進体制を整備する事業に係る経費を助成</p> <p>社会福祉協議会活動助成(地域福祉権利擁護事業) 知的障害、痴呆性高齢、精神障害等により判断能力が不十分な者が自立した地域生活を送ることかできるように福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を行う事業に係る経費の一部を助成</p>	<p>社会福祉協議会の合併に合わせて、調整に努めるものとする。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	社会福祉協議会関係事業(その2)
調整の内容	社会福祉協議会の合併に合わせて、調整に努めるものとする。		
現 況		調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町	
<p>社会福祉福祉協議会活動助成(高齢福祉関係事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センターの運営経費を助成 < IT講習、血圧測定・マッサージサービス > <p>社会福祉福祉協議会活動助成(母子福祉関係事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子福祉センターの運営経費を助成 < IT講習、簿記教室、工作教室 > <p>福社会館管理事業</p> <p>堺市総合福社会館の管理運営及び貸室事業(正職員5人・非常勤4人の人件費含む)に係る経費を助成</p> <p>社会福祉協議会償還金助成事業</p> <p>社会福祉協議会の総合福社会館建設に伴う借入金に係る元利償還金相当額を助成</p> <p>社会福祉大会支援事業</p> <p>社会福祉大会の運営に協力</p> <p>< 10年ごとの記念大会については運営経費助成 ></p> <p>心配ごと相談事業</p> <p>心配ごと福祉相談所運営事業(社協単独事業)</p>		<p>福社会館管理事業(町委託事業)</p> <p>美原総合福社会館の管理運営を委託</p> <p>社会福祉大会支援事業</p> <p>社会福祉大会の運営に協力</p> <p>< 5年ごとの記念大会については運営経費助成 ></p> <p>心配ごと相談事業(町委託事業)</p> <p>高齢者をはじめとする住民が生活上の問題点を総合的相談を受け、助言又は行政につなぐ事業を委託</p>	
		社会福祉協議会の合併に合わせて、調整に努めるものとする。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	社会福祉協議会関係事業(その3)
調整の内容	社会福祉協議会の合併に合わせて、調整に努めるものとする。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>共同募金事業への協力</p> <p>福祉活動助成事業 福祉活動・ボランティア活動について実績のある市内の団体が行う地域福祉活動の振興、市民の福祉意識の向上等に寄与する事業に対し、助成金を交付する事業に係る経費を助成 <財源・・・堺市地域福祉推進基金></p>	<p>福祉団体事務支援事業 社会福祉協議会に事務局を置いている8団体の事務局運営に係る経費を補助</p> <p>共同募金事業への協力</p> <p>福祉活動助成事業(町直接事業) 社会福祉協議会ボランティアセンターに登録されている団体が行う事業に対して助成する 社会福祉協議会が行う事業の中で、特に町長が必要と認める事業に助成する <財源・・・美原町社会福祉振興基金></p>		<p>社会福祉協議会の合併に合わせて、調整に努めるものとする。</p> <p>社会福祉協議会の合併の検討において調整する。それまでの間は、現在の制度をそれぞれ存続する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	社会福祉協議会関係補助金(その1)
調整の内容	社会福祉協議会の合併に合わせて、調整に努めるものとする。		
現 況		調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町	
<p>社会福祉大会記念事業補助金 10年ごとの記念大会の経費を補助</p> <p>小地域ネットワーク活動推進事業補助金 地域の高齢者、障害者(児)及び子育て中の親子等支援を要する人々が安心して生活できるように、地域住民による支え合い、助け合い活動の推進体制を整備する事業に係る経費を補助</p> <p>ボランティアネットワーク推進事業補助金 中央ボランティアビューロー運営、ボランティア情報センターの運営、各種ボランティア講座の企画・開催に係る経費を補助</p> <p>南ボランティアビューロー運営事業補助金 堺市南エリアのボランティアの総合的な拠点窓口として設置し、ボランティア相談に応じるとともに、多様な分野のボランティア情報の提供等を行う南ボランティアビューロー運営に係る経費を補助</p> <p>社会福祉協議会地域福祉活動育成事業補助金 福祉活動専門員設置事業に係る経費を補助</p> <p>社会福祉協議会補助金 社会福祉協議会事務局の運営に係る人件費(福祉会館管理運営関係職員を除く)について委託料及び補助金等を充当してもなおかつ不足する部分に相当する金額を補助</p>		<p>社会福祉協議会活動事業補助金 社会福祉大会記念事業補助 5年ごとの記念大会の経費を補助</p> <p>小地域ネットワーク活動推進事業補助 地域の高齢者、障害者(児)及び子育て中の親子等支援を要する人々が安心して生活できるように、地域住民による支え合い、助け合い活動の推進体制を整備する事業に係る経費を補助</p> <p>ボランティア関係事業補助 ボランティアセンターの運営、地区福祉委員会に対する支援に係る経費を補助</p> <p>社会福祉協議会人件費補助 社会福祉協議会事務局職員に係る人件費補助 派遣職員・・・3人 正職員・・・2人(福祉活動専門員1人含む)</p>	
		社会福祉協議会の合併に合わせて、調整に努めるものとする。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	社会福祉協議会関係補助金（その2）
調整の内容	社会福祉協議会の合併に合わせて、調整に努めるものとする。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>生活訓練及び支援関係事業補助金 在宅の障害者（要介護高齢者を含む）通所訓練及び訪問を中心とした生活リハビリテーションに係る経費を補助</p> <p>地域福祉権利擁護事業補助金 知的障害、痴呆性高齢、精神障害等により判断能力が不十分な者が自立した地域生活を送ることかできるように福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業に係る経費を補助</p> <p>総合福祉会館管理運営補助金 堺市総合福祉会館の管理運営事業（管理及び貸室事業並びに福祉センター事業等）に係る経費を補助</p> <p>総合福祉会館償還金補助金 堺市総合福祉会館の建設に係る借入金の償還金を補助</p> <p>地域福祉推進事業補助金 福祉活動・ボランティア活動について実績のある市内の団体が行う地域福祉活動の振興、市民の福祉意識の向上等に寄与する事業に対し、助成金を交付する地域福祉活動助成事業に係る経費を補助 < 財源・・・堺市地域福祉推進基金 ></p>	<p>福祉団体事務支援事業補助 社会福祉協議会に事務局を置いている8団体の事務局運営に係る経費を補助</p> <p>地域福祉権利擁護事業補助金 知的障害、痴呆性高齢、精神障害等により判断能力が不十分な者が自立した地域生活を送ることかできるように福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業に係る経費を補助</p> <p>社会福祉振興基金「はぐくみ」助成金 社会福祉協議会ボランティアセンターに登録されている団体が行う事業に対して助成する 社会福祉協議会が行う事業の中で、特に町長が必要と認める事業に助成する < 財源・・・美原町社会福祉振興基金 ></p>	<p>社会福祉協議会の合併に合わせて、調整に努めるものとする。</p> <p>社会福祉協議会の合併の検討において調整する。それまでの間は、現在の制度をそれぞれ存続する。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	民生委員児童委員活動について
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>民生委員児童委員定数 校区定数 925人 主任児童委員定数 18人 定数については、校区から増員・減員の申請を受け、校区の実情を勘案して定める。</p> <p>組織 支所区域ごとに法定の区域協議会を組織。また市域の堺市民生委員児童委員連合会（民児連）がある。</p> <p>推薦・委嘱・解嘱 校区予備推薦会から推薦された候補者の適否について、民生委員推薦会（委員：民生委員法に基づく7分野から2名ずつ委嘱）において審査を行い、市長から厚生労働大臣に具申する。推薦会の開催は3年に一度の一斉改選時と年3回の補充時。 任期満了、任期中の本人の意思表示による辞職のほか、民生委員として不適格と認めた場合は大臣に対し解嘱具申を行う。</p> <p>民生委員児童委員大会 堺市と民児連の共催により、毎年6月に大会を開催。一部は式典で表彰式、二部は全体研修等を行う。</p> <p>表彰 任期10年以上5年刻みで、勤続表彰を行うほか区域の会長等や校区の委員長等を6年以上務めている者に対し特別功労表彰を授与。</p> <p>福祉六法協力事務 区域協議会・民児連に対し、事業運営費や校区活動費を委託料として支出。</p> <p>研修 民児連に対し、校区委員長管外研修、全体研修、新任研修、主任児童委員研修等を委託。</p>	<p>民生委員児童委員定数 定数 54人 主任児童委員定数 3人</p> <p>組織 美原町民生委員児童委員協議会（民児協）として組織。</p> <p>推薦・委嘱・解嘱 区長から推薦された候補者の適否について、民生委員推薦会（委員：民生委員法に基づく7分野から2名ずつ委嘱）において審査を行い、知事を經由して厚生労働大臣に具申する。</p> <p>民生委員児童委員大会 大阪府の大会に参加。</p> <p>表彰 任期10年以上・20年以上の勤続表彰と会長・副会長10年以上の者に対し表彰。</p> <p>福祉六法協力事務 民児協に対し、事業運営費を補助。</p> <p>研修 部会単位の研修のほか、府の社協・南河内地区民児協の研修に参加。</p>	<p>堺市の例に合わせる。ただし、定数については、別途協議する。</p> <p>支所区域ごとに区域協議会を設置する。</p> <p>堺市の例に合わせる。ただし、民生委員推薦会の委員構成については別途協議して定める。 推薦方法については美原町は現行のまま新市に引き継ぐが、区長制度が変更された場合は改めて検討する。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせ、美原町の補助金を委託料に組み替える。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	民生委員協議会・連合会
調整の内容	堺市の例に合わせ、支所区域ごとに区域協議会を設置する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>民生委員法に基づき、市内6区域に区域協議会を設置し、区域内の調整・連絡・研修等を行っている。</p> <p>また、区域協議会のうえに、その相互の連絡調整と活動の促進のほか、関係機関・団体との協力・連携を行い、社会福祉の増進を図ることを目的として、堺市民生委員児童委員連合会が組織されている。</p> <p>堺市民生委員児童委員連合会 堺区域民生委員児童委員会協議会 中区域民生委員児童委員会協議会 東区域民生委員児童委員会協議会 西区域民生委員児童委員会協議会 南区域民生委員児童委員会協議会 北区域民生委員児童委員会協議会</p>		<p>民生委員法に基づき、協議会を設置し、区域内の調整・連絡・研修等を行っている。</p> <p>堺市の例に合わせ、支所区域ごとに区域協議会を設置する。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	福祉制度(その他)
調整の内容	5年間は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
	<p>名称：公共料金一部負担軽減措置 内容：町内に居住する重度の障害者又は母子世帯等に対し、上水道料金の一般用基本料金の50%、し尿処理手数料の一般家庭普通便槽の50%相当額、及び下水道使用料の一般排水基本料金の50%相当額を給付する。</p> <p>名称：福祉農園事業 内容：11農園、286区画を高齢者、障害者等に貸し出す。(無料) 社会福祉協議会に運営管理を委託(借上げは町にて実施)</p>		5年間は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	身体障害者(児)団体連絡協議会関係	
調整の内容	障害者団体の統一に向けて、新市において調整を図る。			
現 況			調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町		
<p>名称：堺市身体障害者(児)団体連絡協議会 目的：障害者（児）及びその家族の相互親睦を図り、地域社会と交流し障害者（児）に対する理解を深める目的として活動する障害者団体を育成し、障害者（児）の福祉の増進を図る。 役員研修会事業、福祉行政学習懇談会事業、「障害者の日」キャンペーン参加事業、障害者問題研修会事業、障害者問題研修会事業、各スポーツ大会への参加、協力事業、障害者団体の会員相互の親睦を深めるための相互交流会事業などを行っている。 障害者対策の向上を図る運動 障害者（児）自身の向上に資する活動 会員相互の親睦を深め、組織強化を図る運動を行う。</p> <p>（構成団体）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．部落解放堺地区障害者（児）を守る会 2．堺市視覚障害者福祉協会 3．堺市ろうあ者福祉協会 4．堺市肢体不自由児（者）父母の会 5．堺心身障害者（児）を守る連絡会 6．堺市身体障害者福祉協会 7．堺障害者連合協会 		<p>名称：美原町身体障害者福祉協会他 目的：障害者（児）及びその家族の相互親睦を図り、地域社会と交流し障害者（児）に対する理解を深める目的として活動する障害者団体を育成し、障害者（児）の福祉の増進を図る。</p> <p>（主な団体）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．身体障害者関係 美原町身体障害者福祉協会 2．知的障害者関係 美原杉の子会 		それぞれの団体と協議を行いながら、障害者団体の統一に向けて、新市において調整を図る。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（在宅福祉支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：身体障害者手帳交付 内容：身体障害者施行規則別表第5号の規定する等級表により、指定医師による診断・意見書をもとに、身体障害者手帳の交付を行う。各保健福祉総合センターで診断書が添付された申請を受理、障害福祉課で取りまとめを行った上、診断書内容をチェック、内容に疑義があるもの・等級に間違いがあるもの・却下を要するものについては社会福祉審議会障害福祉専門分科会審査第1部会の意見を聴き、身体障害者手帳を交付する。 身体障害者手帳の交付を受けたものについて「更生台帳」を作成の上、その管理を行う。</p> <p>名称：身体障害者手帳無料診断 内容：身体障害者手帳の申請に必要な医師の診察・診査及び診断書の交付にかかる費用を公費負担するもの。</p> <p>名称：在宅重度障害者健康管理事業 内容：委託医療機関において在宅の重度障害者に対する基本健康診査（循環器検査、腎機能検査、肝機能検査、貧血検査、血糖検査）、心電図、眼底検査を実施。</p> <p>名称：重度障害者訪問看護利用料助成 内容：各社会保険法、国民健康保険法により在宅の重度障害者に実施された訪問看護について、訪問看護に要した費用より各保険により給付される額を控除した額から、さらに老人保健法の規定による厚生労働大臣の定める算定方法により算定した額を控除した額を助成する。</p>		<p>名称：身体障害者手帳交付事務 内容：申請手続、等級変更、居住地・氏名変更、再交付、返還等の窓口業務を行い、府に進達する。 身体障害者手帳の交付を受けた者について「更生台帳」を作成の上、その管理を行う。</p> <p>名称：身体障害者手帳診断料助成事業 内容：身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付申請のために要した診断料相当額を助成する。</p> <p>名称：重度障害者訪問看護利用料助成 内容：健康保険を利用し、在宅の重度障害者が訪問看護を利用した時の利用者負担額のうち、総利用料の1割分（最終的な患者負担分）を除く部分を償還払いにより助成する。</p>	<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（在宅福祉支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：身体障害者更生訓練費 内容：身体障害者更生施設に入所または通所している者に対し、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。</p> <p>名称：進行性筋萎縮症者療養等給付事業 内容：進行性筋萎縮症者に対し、必要な治療や療養に合わせて訓練を行い、社会復帰の促進を図る。</p> <p>名称：知的障害者通所授産施設相互利用事業 内容：知的障害者の地域での働く場を確保し、授産施設の効果的運営を図るため、施設利用申請者の稼働能力・健康状態を審査し、施設の状況も勘案したうえで施設利用の適否を判断し、施設との間の利用の調整を行う。 利用を決定した場合は施設に対し利用にかかる経費（額は国に準拠）を支弁する。また、利用者及び扶養義務者が施設に支払う利用料（額は国に準拠）をその収入・所得に応じ決定する。</p>		<p>名称：身体障害者更生訓練費 内容：身体障害者更生施設に入所または通所している者に対し、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。</p>	
		<p>国制度のため、同一内容。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（在宅福祉支援）	
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。			
現 況			調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町		
<p>名称：障害者等補装具交付・修理 内容：身体障害者のための盲人安全つえ、補聴器、義肢装具、車いすその他厚生労働大臣が定める補装具を交付し、若しくは修理し、又はこれに代えて補装具の購入若しくは修理に要する費用を支給する。</p> <p>名称：障害者等日常生活用具給付 内容：日常生活に著しく支障のある在宅の障害者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図る。（住宅改修を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊寝台、入浴補助用具等の給付 ・ 身体障害者ファックス貸与 ・ 身体障害者福祉電話貸与 等 <p>名称：緊急通報システム事業 内容：独居の障害者に対し、急病、事故等の緊急事態が発生した時に迅速且つ、的確に対応することを目的とし、ボタンを押すことにより消防本部、あらかじめ登録された者へ緊急を通報することができる装置を設置。</p>		<p>名称：障害者等補装具給付・修理 内容：身体障害者のための盲人安全つえ、補聴器、義肢装具、車いすその他厚生労働大臣が定める補装具を交付し、若しくは修理し、又はこれに代えて補装具の購入若しくは修理に要する費用を支給する。</p> <p>名称：障害者等日常生活用具給付 内容：日常生活に著しく支障のある在宅の障害者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図る。（住宅改修を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊寝台、入浴補助用具等の給付 ・ 身体障害者ファックス貸与 ・ 身体障害者福祉電話貸与 等 <p>名称：緊急通報システム事業 内容：独居の障害者に対し、緊急時にボタンを押すことにより消防本部、あらかじめ登録された者へ緊急を通報することができる装置を設置。緊急通報による本人確認等は、消防本部での対応となる。また、センターに設備への保守信号（停電、電池切れ）等の発生においても消防本部が本人確認等を行う。</p>		<p>国の制度のため、同一内容。</p> <p>国の制度のため、同一内容。一部市単費は堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（在宅福祉支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：難聴児特別補聴器交付事業 内容：重度難聴児及び軽度難聴児に対し、その必要性に応じて補聴器を交付する。 重度用特別補聴器 82,400円（両耳の聴力レベルが90デシベル以上の難聴児） 軽度用特別補聴器（標準用箱型の基準額）（両耳の聴力レベルが60デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならないもの）</p> <p>名称：福祉電話機器助成 内容：外出困難な在宅の重度障害者等に対し、福祉電話器を貸与し、設置費と機器使用料を6ヶ月ごとに助成決定者からの請求をもとに助成する。</p> <p>名称：身体障害者電話設置費助成事業 内容：外出困難な在宅の重度障害者等の名義で電話の設置を行い、それにかかる費用（架設料、工事費等）を市が助成する。 設置後は、対象者のものになるので、基本料金、通話料等すべて本人が負担する。</p>			
		堺市の例に合わせる。	
		堺市の例に合わせる。	
		堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（在宅福祉支援）											
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。													
現 況		調整の具体的内容												
堺 市	美 原 町													
<p>名称：障害児福祉手当・特別障害者手当 内容：堺市在住の重度心身障害者（児）に月額14,610円を支給し（障害児福祉手当）又は月額26,800円を支給する（特別障害者手当）。</p> <p>名称：大阪府重度障害者介護手当 内容：1月、4月、7月、10月に月額10,000円支給</p> <p>名称：特別児童扶養手当給付関係 内容：（国事業）</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">児童1人につき（月額）</td> </tr> <tr> <td>特児1級</td> <td>51,550円</td> </tr> <tr> <td>特児2級</td> <td>34,330円</td> </tr> </table> <p>名称：外国人重度障害者特別給付金 内容：昭和57年1月1日から外国人に対して国民年金法が適用された際、既に障害が発生しているため障害基礎年金等の支給をうけられない者に対し、月額20,000円を支給する。</p> <p>名称：大阪府重度障害者特例支援事業 内容：重度障害のある在日の外国人等で、年金制度上の理由により障害基礎年金を受給できない方に対して月額20,000円を支給（ただし、一定の受給制限あり）。</p>	児童1人につき（月額）		特児1級	51,550円	特児2級	34,330円	<p>名称：障害児福祉手当・特別障害者手当 内容：美原町在住の重度心身障害者（児）に月額14,610円を支給し（障害児福祉手当）又は月額26,800円を支給する（特別障害者手当）。</p> <p>名称：大阪府重度障害者介護手当 内容：1月、4月、7月、10月に月額10,000円支給</p> <p>名称：特別児童扶養手当給付関係 内容：（国事業）</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">児童1人につき（月額）</td> </tr> <tr> <td>特児1級</td> <td>51,550円</td> </tr> <tr> <td>特児2級</td> <td>34,330円</td> </tr> </table> <p>名称：在日外国人障害者給付金 内容：昭和57年1月1日から外国人に対して国民年金法が適用された際、既に障害が発生しているため障害基礎年金等の支給をうけられない者に対し、月額20,000円を支給する。</p> <p>名称：大阪府重度障害者特例支援事業 内容：重度障害のある在日の外国人等で、年金制度上の理由により障害基礎年金を受給できない方に対して月額20,000円を支給（ただし、一定の受給制限あり）。</p>	児童1人につき（月額）		特児1級	51,550円	特児2級	34,330円	<p>国制度のため同一内容。</p> <p>府制度のため同一内容。</p> <p>国制度のため同一内容。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>府制度のため同一内容。</p>
児童1人につき（月額）														
特児1級	51,550円													
特児2級	34,330円													
児童1人につき（月額）														
特児1級	51,550円													
特児2級	34,330円													

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（社会参加支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：手話通訳者派遣 内容：本市内に居住する聴覚及び音声・言語機能障害者聴覚障害者等であり、かつ、社会生活上の円滑な意思疎通が困難な者が届出・相談等のため公的機関や受診・相談のため医療機関に赴く場合に手話通訳者を派遣する。</p> <p>名称：手話通訳者養成（手話講習会） 内容：広報を通じて受講者募集。・初級（5～8月）15回、中級（9～12月）15回、上級（1～3月）10回・総合福祉会館（昼・夜）、泉ヶ丘市民センター（昼）、ビッグ・アイ（夜）の4コースで開催。 堺市身体障害者（児）団体連絡協議会に委託。</p> <p>名称：手話通訳者設置（ろうあ者福祉指導員） 内容：各支所に1名、非常勤職員としてろうあ者福祉指導員を配置。手話通訳やろうあ者の生活、福祉等に関する各種相談に対する指導・助言及び関係機関との調整に関すること等の業務を行う。</p> <p>名称：盲ろう者通訳関係 内容：堺市手話通訳者のうちの希望者を対象に、年1回、視覚障害者ガイドヘルプ講習会を開催し、その技術を習得させることにより、「手引き・手話通訳者」として登録し、ろう盲者の外出のときに派遣している。</p>		<p>名称：手話通訳派遣事業 内容：手話通訳派遣対象者が、届出または相談等のために公的機関に行く場合や、受診などのために医療機関に行く場合などにおいて、美原町手話通訳者登録台帳に登録されている手話通訳者を派遣することにより、派遣対象者との意思疎通を図る。</p>	<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（社会参加支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現		況	
堺市		美原町	
<p>名称：要約筆記者養成講座 内容：厚生労働省通達の全国統一カリキュラムにもとづき、基礎課程32時間、応用課程が20時間、合計52時間、要約筆記養成のための講義・実習を行う。 堺市身体障害者（児）団体連絡協議会に委託。</p> <p>名称：要約筆記者派遣 内容：要約筆記者養成講座終了者のうち希望者を堺市要約筆記者として登録（H15年度40名）し、堺市主催の事業等に派遣する。事業に必要なOHP・OHC・プロジェクター・スクリーン・磁気ループの貸出を行う。</p> <p>名称：字幕ビデオテープ制作・頒布業務 内容：ビデオテープ制作を社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに委託し、堺市立点字図書館において字幕ビデオテープの貸出を行う。</p> <p>名称：点訳音訳ボランティア養成 内容：視覚障害者に対し、点字や音声、パソコンの点字データによる情報提供を行うために、点訳音訳ボランティアの養成を行う。 音訳講習会 初級全12回 中級・上級 全12回各10人 点訳講習会 基礎講習会 全20回 参加人数10人 既習者講習会 全10回 基礎講習会修了者</p> <p>名称：点字希望者の登録 内容：点字を希望する視覚障害者からの申し出に基づき、住民基本台帳に点字希望者として登録し、市からのお知らせ文書等を点字で送付する。</p>		<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（社会参加支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：大阪府扶養共済 内容：各保健福祉総合センターに必要種類を提出して申し込み、一定額の掛金を支払うと、保護者が死亡または重度の障害になった場合に大阪府より年金を支給する事業の手続き業務。年金額は1口につき月額 20000 円。障害者1人につき2口まで加入可。 加入者数 平成15年3月末現在 364人</p> <p>名称：重度障害者タクシー利用料金助成 内容：重度心身障害者（児）の社会参加を促進するため、中型タクシーを限度とするタクシーの基本料金相当額(660円を限度とする)を助成する福祉タクシー利用券を、1月あたり2枚交付する。</p> <p>名称：運転免許取得費助成 内容：在宅の身体障害者の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得に要する費用の助成を行う。</p> <p>名称：自動車改造費助成 内容：身体障害者が自動車を取得する場合、その自動車の操向装置の改造に要する経費の助成を行なう。(限度額100,000円)</p>	<p>名称：大阪府扶養共済 内容：必要書類を提出して申し込み、一定額の掛け金を支払うと、保護者が死亡または重度の障害になった場合に大阪府から年金を支給する事業の手続業務。年金額は1口につき月額 20000 円。障害者1人につき2口まで加入可 加入者数 平成15年3月末現在 6人</p> <p>名称：重度障害者リフト付き福祉タクシー利用料金助成事業 内容：通院療養等に際しリフト付き福祉タクシーを利用する必要のある在宅の重度障害者等に対し、その時間制初乗運賃の一部(1乗車当たり1,400円の助成)を助成するタクシー利用券を1月あたり2枚交付する。</p> <p>名称：運転免許取得費助成 内容：在宅の身体障害者の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得に要する費用の助成を行う。</p> <p>名称：自動車改造費助成 内容：身体障害者が自動車を取得する場合、その自動車の操向装置の改造に要する経費の助成を行なう。(限度額100,000円)</p>	<p>府制度のため同一内容。</p> <p>堺市の例に合わせる。但し、5年間は美原町の現制度を存続する。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（社会参加支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：「障害者の日」フェスティバル 内容：国際障害者年記念事業の一環として、障害者週間内に一日、フェスティバルを開催する。なお、「大阪ふれあい大会」が本市で実施される当該年度には「障害者の日」フェスティバルは行わない。</p> <p>名称：大阪ふれあいキャンペーン 内容：毎年 12 月に、府下の会場において「大阪ふれあい大会」に参画。また、大阪ふれあいキャンペーン企画書に基づき、広報による大阪ふれあい大会参加者募集や街頭キャンペーンへ参加している。</p> <p>名称：街頭キャンペーン（障害者の日の啓発） 内容：「障害者の日」にむけて、11月中旬、南海堺駅・堺東駅泉ヶ丘駅前の道路上において、市職員、障害者団体がメモ帳や障害者の日フェスティバルのチラシを配布している。</p> <p>名称：障害者作品展 内容：財団法人 大阪堺 YMCA が主催、堺市、堺市内ロータリークラブ、堺 4 ワイズメンズクラブ共催となり堺市総合福祉会館で作品展を開催する。</p> <p>名称：障害福祉市民講座 内容：障害者問題の理解を深め、障害者福祉の向上を図るため、毎年 2 月上旬の土曜日に、福祉会館で市民講座を開催する。</p>		<p>名称：大阪ふれあいキャンペーン 内容：毎年 12 月に、府下の会場において「大阪ふれあい大会」に参画。また、大阪ふれあいキャンペーン企画書に基づき、広報による大阪ふれあい大会参加者募集や街頭キャンペーンへ参加している。</p>	
		堺市の例に合わせる。	
		府の大会のため同一内容。	
		堺市の例に合わせる。	
		堺市の例に合わせる。	
		堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（社会参加支援）	
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。			
現 況			調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町		
<p>名称：堺市障害者スポーツ大会 内容：競技種目 午前の部 60m走、糸巻き競争、ボール運び、距離感テスト、午後の部 グラウンドゴルフ、ウォークラリー、大玉ころがし等 堺市障害者スポーツ大会実行委員会に委託。</p> <p>名称：大阪府障害者スポーツ大会 内容：陸上競技、水泳競技、フライングディスク、卓球競技、アーチェリー競技、ボウリング競技を行なう。（15年度よりボウリング競技を新設）</p> <p>名称：阪南地区身体障害者スポーツ大会 内容：競技種目 60・100m走、つり競争、ラムネ早飲み競争、買物競争、つなわたり競争、市町村対抗リレー、市町村対抗フライングディスク、800・200m走、風船わり競争、ざるひき競争、宝さがし</p>		<p>名称：大阪府障害者スポーツ大会 内容：陸上競技、水泳競技、フライングディスク、卓球競技、アーチェリー競技、ボウリング競技を行なう。（15年度よりボウリング競技を新設）</p> <p>名称：大阪府身体障害者河南連合会スポーツ大会 内容：60・100m走、ざる引き競争、フライングディスク、車いす競争、風船割り競争、ソフトボール投げ、スラローム、綱引き、借物競争など</p>		<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>府の大会のため同一内容。</p> <p>堺市の例に合わせ、阪南地区身体障害者スポーツ大会に参加する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（社会参加支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市	美 原 町		
<p>名称：視覚障害者教養講座 内容：茶道、華道、身だしなみの講座の開催 堺市身体障害者（児）団体連絡協議会に委託</p> <p>名称：中途失明者緊急生活訓練業務 内容：一回2時間程度、日本ライトハウスの指導員が訓練希望者の居宅を訪問し、歩行訓練、日常生活動作訓練等の訓練指導、相談などを行う。社会福祉法人日本ライトハウスに委託</p> <p>名称：障害者集会所運營業務 内容：市立泉ヶ丘市民センターと市立新岡市民センターに障害者集会所を設置し、各センターの管理により、障害者に文化活動の場として無料で提供。 年4回、籐工芸、レザークラフト、ステンドグラス教室市主催で在宅障害者創作教室を開催。</p>			<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>
<p>名称：美原町障害児生活訓練事業 内容：春、夏、冬の学校休み期間中において、買い物学習や散歩等を通じた集団でのマナーや社会性を養うための各スクールの開催。 美原町社会福祉協議会に委託</p>			<p>5年間は美原町制度を存続する。今後のあり方については新市において調整する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（社会参加支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：キャップハンディ指導ボランティア養成・派遣事業</p> <p>内容：キャップハンディ事業の啓発、キャップハンディ指導ボランティアの派遣、キャップハンディ指導ボランティア養成講座の実施、現任指導者の研修会の実施。堺市社会福祉協議会に委託。</p> <p>名称：成年後見市長申立（知的）</p> <p>内容：身寄りがなく、意思能力にハンディキャップがある知的障害者が重要な法律行為をなす必要が生じた際に、本人に成り代わり市長が成年後見にかかる審判の申し立てを行う。</p> <p>名称：割引制度関係事務</p> <p>内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本道路公団発行の有料道路通行料金割引証交付。 NHK の放送受信料を全額あるいは半額免除 その他、障害者やその介護者等からの運賃割引に関する問い合わせに対し、情報提供をする。 		<p>名称：成年後見制度事務（知的）</p> <p>内容：身寄りがなく、意思能力にハンディキャップがある知的障害者が重要な法律行為をなす必要が生じた際に、本人に成り代わり町長が成年後見にかかる審判の申し立てを行う。</p> <p>名称：割引制度関係事務</p> <p>内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本道路公団発行の有料道路通行料金割引証交付。 NHK の放送受信料を全額あるいは半額免除 その他、障害者やその介護者等からの運賃割引に関する問い合わせに対し、情報提供をする。 	
		堺市の例に合わせる。	
		国の制度のため同一内容。	
		国の制度のため同一内容。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（社会参加支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
名称：点字図書館 内容：点字図書・録音図書の貸出・作成、対面朗読サービス、点訳・音訳サービス、点訳・音訳ボランティアの養成。 開館時間 午前 10 時から午後 5 時 所在地 堺市総合福祉会館 4 階 蔵書数 点字図書 1,827 タイトル 録音図書 2,386 タイトル (H14.3.31)			
名称：障害者福祉センター 内容： 更生相談 福祉サービスの相談 月～金 9 時～17 時 15 分 生活訓練 作業療法による機能訓練等 月～金 9 時～15 時 入浴事業 特別入浴等 月～金 13 時～16 時他 講習事業 調理訓練、ステンドグラス教室等 各事業月 2 回程度 13 時～15 時他 その他 障害者のつどい等			
		堺市の例に合わせる。	
		堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（社会参加支援）
調整の内容	障害者団体の統一に向けて、新市において調整を図る。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：障害者(児)団体の育成、助成 内容：障害者団体の会員相互の親睦を深めるための相互交流会事業や役員研修会事業等行う障害者団体に対し、補助金を交付している。 交付先：堺市身体障害者（児）団体連絡協議会</p> <p>名称：団体活動援助団体バス借上等 内容：障害者（児）及び家族の相互親睦を図り、会員の資質向上のために障害者団体が実施する研修会等に利用するのバス借上げについて援助を行う。</p>		<p>名称：障害者(児)団体助成 内容：障害者団体の会員相互の親睦を深めるための相互交流会事業や役員研修会事業等行う障害者団体に対し、補助金を交付している。 交付先：1．身体障害者関係 美原町身体障害者福祉協会 2．知的障害者関係 美原杉の子会</p> <p>名称：団体活動援助バス借上 内容：保護司、更婦、民協、各種団体が研修会等実施する際に、町所有のバスを利用することを基本とするが、他の事業の関係で利用できない時に対応する。障害者団体のみではない。</p>	<p>それぞれの団体と協議を行いながら、障害者団体の統一に向けて、新市において調整を図る。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（地域生活支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市	美 原 町		
<p>名称：身体障害者地域生活援助事業 内容：グループホームを運営する社会福祉法人等が、生活環境に十分配慮された場所、緊急時の対応等を整備するとともに、数人の身体障害者の日常生活を適切に援助する能力を有するものを世話人として配置し、グループホームでの生活を望む身体障害者に対し、日常生活における援助等を行う。</p> <p>名称：重度身体障害者生活ホーム運営事業 内容：重度身体障害者が介護人の介助を受けながら、数人で生活する生活ホームに対し、そのホームを運営する運営委員会に、介護人の人件費、建物の賃借料、設備の維持及び修繕費、その他市長が必要と認める経費に補助金を交付する。</p> <p>名称：身体障害者福祉ホーム運営事業補助事業 内容：家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者が利用するために整備された身体障害者福祉ホームの運営事業者に対し、必要な給料、需用費（消耗品費・建物修繕料）及び委託料について市の予算の範囲内で国に準拠して補助金を交付する。</p> <p>名称：知的障害者福祉ホーム運営事業 内容：家庭において日常生活を営むのに支障のある知的障害者が利用するために整備された知的障害者福祉ホームの運営事業者に対し、必要な給料、需用費（消耗品費・建物修繕料）及び委託料について市の予算の範囲内で国に準拠して補助金を交付する。</p>			<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（地域生活支援）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：障害者生活支援事業 内容：障害者の相談又は援助業務の経験のある社会福祉士等及び自らの経験等を踏まえ、個々の障害者の状況に的確に対応できるピアカウンセラーを配置し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング等、24時間体制で障害者の地域生活を総合的にサポートする。 平成15年度4ヶ所</p> <p>名称：障害児（者）地域療育等支援事業 内容：「在宅支援訪問療育等指導事業」「在宅支援外来療育等指導事業」「地域生活支援事業」「施設指導事業」等の事業を実施する。平成15年度4ヶ所</p> <p>名称：身体障害者相談員 内容：身体障害者本人又は保護者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行なう。 相談員は、保健福祉総合センター所長が推薦し、市長が依頼する。平成15年度55人</p> <p>名称：知的障害者相談員 内容：知的障害者本人又はその保護者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行なう。 相談員は、保健福祉総合センター所長が推薦し、市長が依頼する。平成15年度19人</p>		<p>名称：市町村障害者生活支援事業 内容：南河内南圏域で整備 平成15年度 河内長野市内に1ヶ所</p> <p>名称：障害児（者）地域療育等支援事業 内容：南河内南圏域で大阪府が整備 平成15年度 富田林市内に2ヶ所</p>	<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。美原町域での相談員の設置を検討する。</p> <p>堺市の例に合わせる。美原町域での相談員の設置を検討する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）関係（就労支援）	
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。			
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町			
<p>名称：障害者就労支援関係 内容：障害者の就労支援、雇用支援の促進を検討している。また、障害者の雇用の促進及びその職業の安定に関する啓発・相談及び援助を行い、障害者の雇用の促進等を図ることを目的とした、大阪府障害者雇用促進協会の賛助会員として加盟。それに伴い、賛助会費を支出。</p> <p>名称：知的障害者等自立訓練業務 内容：直ちに一般企業へ就職することが難しいと思われる知的障害者を対象として、泉北地区の公園を中心とする公共施設の清掃作業等を通じて知的障害者等自立訓練事業を実施し、それぞれの人の体力や持続力を基本とした職業生活能力を養い、その自立の援助を図り、自立訓練で十分な職業能力や社会適応能力を身につけた訓練終了者を次のステップとして、就労の場へと結び付けていく。 堺市就労促進協会に委託</p>			<p>名称：障害者就労支援関係 内容：3市3町1村（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、美原町、千早赤阪村）で大阪府就労支援ステップアップ事業を行っている就労支援センター富田林市に1ヶ所。</p>	<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（施設利用支援）						
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。								
現 況			調整の具体的内容						
堺 市		美 原 町							
<p>名称：心身障害者施設建設用地購入資金借入償還金補助金の交付 内容：社会福祉法人が施設整備を行うための土地取得資金を借り入れた場合の償還金元金の一部補助。（ただし、堺市第2次長期計画に基づき整備を行う施設に限る）</p> <p>名称：心身障害者施設建設用地購入補助金の交付 内容：新たに法人となる社会福祉法人が施設整備を行う土地購入に必要な経費の一部を補助。</p> <p>名称：障害者小規模通所授産施設等設立補助金交付事業 内容：身体障害者小規模通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設及び精神障害者小規模通所授産施設（以下「障害者小規模通所授産施設」という。）の設置に要する経費及びその運営主体となる社会福祉法人の設立に要する経費の一部を助成することによって、障害者小規模通所授産施設の設置を促進し、障害者の自立と社会参加を図る。 社会福祉法人設立促進支援補助 障害者小規模通所授産施設に移行しようとする障害者小規模作業所の数に応じて次の額。</p> <table border="0"> <tr> <td>構成する作業所が1か所</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>構成する作業所が2か所</td> <td>6,000,000円</td> </tr> <tr> <td>構成する作業所が3か所以上</td> <td>7,500,000円</td> </tr> </table> <p>施設移転費補助 仲介手数料補助については 上限200,000円 保証金補助については 上限300,000円 移転に要する費用に対する補助については 上限200,000円</p>		構成する作業所が1か所	3,000,000円	構成する作業所が2か所	6,000,000円	構成する作業所が3か所以上	7,500,000円		<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>
構成する作業所が1か所	3,000,000円								
構成する作業所が2か所	6,000,000円								
構成する作業所が3か所以上	7,500,000円								

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（施設利用支援）																																															
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。																																																	
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容																																															
堺 市		美 原 町																																																
<p>名称：心身障害者小規模作業所設備整備費補助金交付事務</p> <p>内容： 作業所の設備を充実させ、障害者の授産活動及び生活訓練を効率的に行い社会参加を促進する。 作業所の授産製品、材料等の運搬及び通所者の送迎に供する車両の購入にかかる経費をすることにより、授産活動の効率化と軽減を図り社会参加の促進を図る。</p> <p>名称：障害者小規模通所授産施設等運営補助金交付事務</p> <p>内容：障害者を通所させ職業及び生活に関する訓練事業を行う作業所等の運営に必要な費用を補助する。</p> <p>○小規模通所授産施設</p> <table border="0"> <tr> <td>人数区分</td> <td>10人以上15人未満</td> <td>1220万円（年額）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15人以上</td> <td>1550万円（年額）</td> </tr> </table> <p>重度加算1人あたり（年額）最重度50万円 重度40万円</p> <p>○小規模作業所</p> <table border="0"> <tr> <td>人数区分</td> <td>5人～7人未満</td> <td>450万円（年額）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7人以上</td> <td>650万円（年額）</td> </tr> </table> <p>重度加算1人あたり（年額）最重度25万円 重度15万円</p> <p>ただし、平成17年度までは経過基準を適用する。</p> <table border="0"> <tr> <td>人数区分</td> <td>5人以上</td> <td>7人未満</td> <td>570万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7人以上</td> <td>10人未満</td> <td>770万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10人以上</td> <td>15人未満</td> <td>1,010万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5人以上</td> <td></td> <td>1,450万円</td> </tr> </table> <p>重度加算1人あたり（年額）最重度45万円 重度35万円</p>		人数区分	10人以上15人未満	1220万円（年額）		15人以上	1550万円（年額）	人数区分	5人～7人未満	450万円（年額）		7人以上	650万円（年額）	人数区分	5人以上	7人未満	570万円		7人以上	10人未満	770万円		10人以上	15人未満	1,010万円		5人以上		1,450万円	<p>名称：障害者小規模通所授産施設等運営補助金交付事務</p> <p>内容：身体・知的・精神障害者小規模通所授産施設等の運営の安定化を図るため、必要な費用を補助する。</p> <p>小規模通所授産施設</p> <table border="0"> <tr> <td>身体・知的</td> <td>15人未満</td> <td>1,100万円（年額）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15人以上</td> <td>1,430万円（年額）</td> </tr> <tr> <td>精神</td> <td>15人未満</td> <td>916,660円（月額）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15人以上</td> <td>916,660円（月額）</td> </tr> </table> <p>+ 加算額 330万円（年額）</p> <p>福祉作業所</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>5人以上7人未満</td> <td>450万円（年額）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7人以上</td> <td>650万円（年額）</td> </tr> </table>		身体・知的	15人未満	1,100万円（年額）		15人以上	1,430万円（年額）	精神	15人未満	916,660円（月額）		15人以上	916,660円（月額）		5人以上7人未満	450万円（年額）		7人以上	650万円（年額）	<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>
人数区分	10人以上15人未満	1220万円（年額）																																																
	15人以上	1550万円（年額）																																																
人数区分	5人～7人未満	450万円（年額）																																																
	7人以上	650万円（年額）																																																
人数区分	5人以上	7人未満	570万円																																															
	7人以上	10人未満	770万円																																															
	10人以上	15人未満	1,010万円																																															
	5人以上		1,450万円																																															
身体・知的	15人未満	1,100万円（年額）																																																
	15人以上	1,430万円（年額）																																																
精神	15人未満	916,660円（月額）																																																
	15人以上	916,660円（月額）																																																
	5人以上7人未満	450万円（年額）																																																
	7人以上	650万円（年額）																																																

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（施設利用支援）	
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。			
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町		
<p>名称：アンテナショップ運営補助事業 内容：堺市内の障害者施設で製作された自主製品を中心に展示・販売し、さらには販路の開拓に取り組む。また、障害者福祉に関する理解が進むような啓発活動を展開するとともに、地域の方への福祉情報の発信の場とするアンテナショップに補助金を交付している。</p> <p>名称：授産製品の振興 内容：堺市が行うイベントの際に、障害者バザーのブースを確保し、バザー開催までのとりまとめを行う。</p> <p>名称：舳松職能訓練センター運営事務 内容：・募集及び入退所にかかる事務 ・堺市立舳松職能訓練センター事業運営調整会議の開催 ・堺市立舳松職能訓練センターにおける定期的な清掃、保安、維持点検及び光熱水費等 にかかる事務 ・(財)堺市就労支援協会への管理運営委託にかかる事務 訓練時間：平日午前 9 時から午後 4 時 訓練内容：軽作業（出土遺物の洗浄・ネーミング、部品の組立、箱詰め等） 利用人員 16 人</p>		<p>名称：授産製品の振興 内容：イベント等開催の際、販売ブースを設け、イベント参加者に販売することにより、授産施設及び授産製品の普及を行う。</p>		<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（障害者計画策定）
調整の内容	新市において速やかに計画の統合を図る。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市	美 原 町		
<p>名称：障害者計画策定 内容：平成8年3月に第2次障害者長期計画を策定。（計画期間は平成8年度から平成17年度） 保健医療・育成教育・雇用就労・地域生活・まちづくり・社会参加の6分野に体系化し、それぞれの分野ごとの課題と施策の展開方向を示し、具体的方策の個別的項目に対し、基本の方針を示しながら具体的な取り組みを行っている。</p> <p>名称：堺市障害者施策推進協議会 内容：障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議。年1～2回開催。また、障害児教育専門部会を設置し、障害児教育の総合的かつ統一的な施策について調査研究等を行い、その結果を協議会に報告する。年1～2回開催。</p> <p>名称：堺市障害者施策推進委員会 内容：庁内関係部部長級で構成し、障害者施策の計画及び推進等について協議し、連絡調整を図る。</p>	<p>名称：障害者計画策定 内容：平成11年3月に美原町障害者計画を策定。（計画期間は平成11年度から平成17年度） 生活環境の整備、育成・教育の充実、雇用・就労の充実、保健・医療の充実、福祉サービスの充実、啓発と交流の促進の6分野に体系化し、行動計画を立てて、具体的な取り組みを行っている。</p> <p>名称：障害者施策推進連絡会 内容：町長が委嘱した連絡会の委員により、障害者に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図る。</p>		<p>新市において速やかに計画の統合を図る。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（支援費制度）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>名称：知的障害者地域生活援助支援事業市単独加算 内容：知的障害者地域生活援助の支援費の支給決定された者のうち、府内のグループホームに入居している者に対し、加算を行う。</p> <p>名称：知的障害者デイサービス支援事業（市単） 内容：知的障害者デイサービス支援費に、重度重複障害者の受け入れに際し1日当たり 5,180円(4時間未満は、2,590円)の加算を行う。</p> <p>名称：障害者移動介護費特別給付事業（施設ガイヘル） 内容：支援費制度の対象とはならない施設入所者又は施設からの一時帰宅者の移動介護について堺市単独事業として実施する。</p> <p>名称：知的障害者・児童短期入所支援事業（送迎費） 内容：知的障害者又は児童短期入所支援費を支給決定された者のうち、宿泊を伴わない短期入所を利用された時の送迎費について堺市単独事業として実施する。 ・加算額 片道当たり 550円</p>		<p>名称：知的障害者地域生活援助支援事業市単独加算 内容：知的障害者地域生活援助の支援費の支給決定された者のうち、府内のグループホームに入居している者に対し、加算を行う。</p> <p>名称：美原町施設入所者ガイドヘルパー派遣事業 内容：社会生活に必要な不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出をするときに、ガイドヘルパー派遣を実施する。</p>	
		堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（支援費制度）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市	美 原 町		
<p>名称：堺市障害者短期入所事業運営費補助金 内容：入所施設ではない単体のショートステイ施設を運営している3法人に対し、サービス供給主体の確保・利用者の処遇低下防止のために補助金を交付する。</p> <p>名称：障害者短期入所事業（病院ショート） 内容：本市に居住し、次のすべてに該当する在宅の重症な障害者 支援費制度における短期入所事業の利用が困難な者 人工呼吸器を使用するなど、常時高度な医療的ケアを必要とする者 意思伝達が困難な者又は特殊な方法を必要とする者 上記該当者に対し、医療機関の空きベッド等を利用して短期入所サービスを提供する。</p> <p>名称：身体障害者相互利用デイサービス事業 内容：身体障害者に対し、知的障害者デイサービスセンター又は、介護保健施設における通所介護施設を相互利用することにより、介護型デイサービスを提供する。（訪問入浴含む）</p>			<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（支援費制度）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況		調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町	
名称：身体障害者居宅生活支援費審査支払事務 内容：居宅介護事業 デイサービス事業 短期入所事業	名称：身体障害者居宅生活支援費審査支払事務 内容：居宅介護事業 デイサービス事業 短期入所事業	国制度で同一内容。	
名称：知的障害者居宅生活支援費審査支払事務 内容：居宅介護事業 デイサービス事業 短期入所事業 グループホーム事業	名称：知的障害者居宅生活支援費審査支払事務 内容：居宅介護事業 デイサービス事業 短期入所事業 グループホーム事業	国制度で同一内容。	
名称：児童居宅生活支援費審査支払事務 内容：居宅介護事業 デイサービス事業 短期入所事業	名称：児童居宅生活支援費審査支払事務 内容：居宅介護事業 デイサービス事業 短期入所事業	国制度で同一内容。	
名称：身体障害者施設訓練等支援費審査支払事務 内容：身体障害者福祉法に係る施設訓練等支援費の支給	名称：身体障害者施設訓練等支援費審査支払事務 内容：身体障害者福祉法に係る施設訓練等支援費の支給。	国制度で同一内容。	
名称：知的障害者施設訓練等支援費審査支払事務 内容：知的障害者福祉法に係る施設訓練等支援費の支給。 施設訓練等支援費 通勤寮 医療費	名称：知的障害者施設訓練等支援費審査支払事務 内容：知的障害者福祉法に係る施設訓練等支援費の支給。 施設訓練等支援費 通勤寮 医療費	国制度で同一内容。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（支援費制度）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市	美 原 町		
名称：身体障害者居宅支援措置事務 内容：居宅介護事業 デイサービス事業 短期入所事業 名称：知的障害者居宅支援措置事務 内容：居宅介護事業 デイサービス事業 短期入所事業 グループホーム事業 名称：児童居宅支援措置事務 内容：居宅介護事業 デイサービス事業 短期入所事業 名称：身体障害者更生施設等入所措置事務 内容：やむを得ない理由で指定身体障害者更生施設等事業者からサービスを受けられない者に対し、身体障害者更生施設等へ入所措置を行う。 名称：知的障害者更生施設等入所措置事務 内容：やむを得ない理由で指定知的障害者更生施設等事業者からサービスを受けられない者に対し、知的障害者更生施設等へ入所措置を行う。 施設訓練支援費 通勤寮 医療費	名称：身体障害者居宅支援措置事務 内容：居宅介護事業 デイサービス事業 短期入所事業 名称：知的障害者居宅支援措置事務 内容：居宅介護事業 デイサービス事業 短期入所事業 グループホーム事業 名称：児童居宅支援措置事務 内容：居宅介護事業 デイサービス事業 短期入所事業 名称：身体障害者更生施設等入所措置事務 内容：やむを得ない理由で指定身体障害者更生施設等事業者からサービスを受けられない者に対し、身体障害者更生施設等へ入所措置を行う。 名称：知的障害者更生施設等入所措置事務 内容：やむを得ない理由で指定知的障害者更生施設等事業者からサービスを受けられない者に対し、知的障害者更生施設等へ入所措置を行う。 施設訓練支援費 通勤寮 医療費		国制度で同一内容。 国制度で同一内容。 国制度で同一内容。 国制度で同一内容。 国制度で同一内容。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（支援費制度）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：支援費事業者指定 内容：身体障害者（知的障害者・児童）福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第78・80・82号）に定める各項目を満たしているか否かを審査し、基準を満たしていれば指定する。</p> <p>指定身体障害者（指定知的障害者）更生施設等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第79・81号）に定める各項目を満たしているか否かを審査し、基準を満たしていれば指定する。</p> <p>名称：支援費事業者指導・監査 内容：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に定める指定居宅支援事業者指導指針及び障害福祉施設指導監査指針に基づき、各サービスごと、施設種別ごとに定められた主眼事項及び着眼点に従って、集団指導・書面指導・実地指導・監査を実施する。</p>			<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（支援費制度）
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市	美 原 町		
<p>名称：支援費利用者支援システム</p> <p>内容：障害者サービスが措置から利用契約に変化することに伴い、単独ではサービスの利用が困難な方への地域でのサポート活動やサービス利用に関する苦情等について事業との橋渡しができる仕組みを作ることにより、支援費制度におけるサービス利用の円滑な推進を図る。</p> <p>求められる支援の研究 障害者支援サポーターの育成 施設相談員の派遣 障害者地域情報の収集・発信</p> <p>名称：障害者ホームヘルパー研修事業</p> <p>内容：事業者指定を行う中核市として、市内事業者の資質向上を図る事業。講義・実技・実習等を通じて、既存のホームヘルパーに障害者の理解と障害者への対応を体得させる。</p>			<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者(児)福祉関係(支援費制度)
調整の内容	堺市制度で実施。人事体制内の事務分担で調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市	美 原 町		
名称：支援費支給調査、決定の運営管理及び指導調整 内容：支援費支給調査、決定の運営管理及び指導調整 庁内研修及び調整会議の開催 支給決定基準、各種帳票の作成、実務ルールなどの運営管理 支援費関係運営予算の管理 (参考) 居宅支援費支給決定者数(15年4月1日) 2,311人 施設支援費支給決定者数(15年4月1日) 1,202人	名称：支援費支給決定、支給管理 内容：支援費支給調整、決定 (参考) 居宅支援費支給決定者数(15年4月1日) 119人 施設支援費支給決定者数(15年4月1日) 77人		堺市の例に合わせる。支給決定にかかる調査について、堺市は非常勤職員が行っており、美原町は常勤職員が行っている。合併後は人事体制内の事務分担で調整する。
名称：支援費制度広報・PR 内容：支援費制度の広報・PR 制度説明会の開催 パンフレットの作成 事業者ガイドブックの作成 広報等の記事作成 支援費制度関連調査及び照会回答	名称：支援費制度広報・PR 内容：支援費制度の広報・PR 広報等の記事掲載 制度説明会の実施(個別又は要望団体へ) 福祉の手引		堺市の例に合わせる。

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	乳幼児医療費助成制度
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
名称：乳幼児医療費助成 内容：対象者 入院：小学校就学前 通院：4歳未満 いずれも所得制限なし 助成内容 医療保険で受診した医療費の自己負担額(食事療養費も含む) 給 付 乳幼児医療助成にかかる療養費・第三者行為の求償など		名称：乳幼児医療費助成 内容：対象者 入院：小学校就学前 通院：小学校就学前 いずれも所得制限なし 助成内容 医療保険で受診した医療費の自己負担額(食事療養費も含む) 給 付 乳幼児医療助成にかかる療養費・第三者行為の求償など	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。